

分別管理の外部監査の受検に関する Q&A

(注) 本文中に使用した略称は次のとおりです。

「規則」…日本証券業協会「顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」

「実務指針」…日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 54 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針』」

「金商法」…金融商品取引法

問 1 : 平成 28 年 7 月 19 日付「規則」の改正のポイントは何ですか。

答 : 平成 28 年 7 月 19 日付「規則」の改正による分別管理監査に関する主な変更点は以下のとおりです。

- (1) 分別管理の法令遵守に関する保証業務（以下「保証業務」といいます。）への統一
従来、会員（特定業務会員を含む。以下同じ。）は、分別管理の法令遵守に関する検証業務（以下「検証業務」といいます。）と分別管理に関する合意された手続業務（以下「合意手続」といいます。）のいずれかを選択して分別管理監査を受検することとなっていました。平成 27 年 4 月の「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」における検討結果¹を踏まえ、今般の「規則」の改正により、保証業務（従来の検証業務に当たる手続です。）に統一することとしました。
- (2) 経営者報告書の作成義務の新設
従来、会員は、検証業務を受検する際、日本公認会計士協会の検証業務の実務指針²（以下「旧実務指針」といいます。）に定めるところにより、経営者報告書を作成していましたが、分別管理監査における二重責任の原則³を明確化するため、今般の「規則」の改正に伴い、経営者報告書の作成を会員の義務として「規則」で規定することとしました。
- (3) 経営者報告書の記載内容の変更
 - ① 従来、旧実務指針では、会員が経営者報告書において「法令を遵守して顧客資産の分別管理をしていた」旨を表明することが前提とされていましたが、法令非遵守が発見された場合には、「法令を遵守して顧客資産の分別管理ができていなかった」旨を表明することを明確化しました。

¹ 平成 27 年 4 月 22 日付会員通知（日証協（自）27 第 17 号）参照。

² 日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」。

³ 「実務指針」第 11 項参照。

- ② 会員は、「規則」第 2 条第 1 項第 3 号に定める監査対象基準日（以下「監査対象基準日」といいます。）後、経営者報告書提出日までの間に、分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容について当該報告書に記載することとしました。
- ③ 従来、経営者報告書には分別管理状況表を添付することとなっていました、添付書類から外しました。
- (4) 分別管理の法令遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令遵守状況の確認手続（以下(4)及び(5)において「確認手続」といいます。）の実施義務の新設
- 今般の「規則」の改正により、上記(2)の経営者報告書の作成を「規則」で義務づけたことに伴い、会員に経営者報告書作成の基礎となる確認手続を実施することを「規則」で義務づけることとしました。
- なお、保証業務を受検するときの確認手続の実施は、従来は旧実務指針に定めるところにより行っていたものでありますが、今後は「規則」で規定する対応となります。
- (5) 分別管理の法令遵守に関する有効な内部統制の整備・運用状況、分別管理の法令遵守状況の確認手続についての記録の作成義務の新設
- 上記(4)の確認手続を実施した結果について記録することを義務づけることとしました。また、当該手続を実施する中で把握された法令非遵守事象等についても記録することを義務づけることとしました。詳細は問 3 を参照してください。
- (6) 分別管理監査の結果の公表義務の新設
- 分別管理監査の結果について投資者に適切な開示が行われるよう、今般の「規則」の改正により、会員に対し、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しの公表を「規則」で義務づけることとしました。

(「規則」第 2 条第 1 項～第 5 項)

問 2 : 「規則」第 2 条第 2 項において、「分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を行わなければならない」こととされていますが、どのような手続を行えばよいですか。

答 : 会員は法令を遵守して分別管理を行う義務があり、かつ、分別管理の状況について、「規則」の定めるところにより、毎年 1 回以上定期的に公認会計士等の監査を受けることが「金商法」で義務づけられております。この公認会計士等の監査を受けるためには、経営者報告書を作成する必要があります。

経営者報告書は会員が定期的に公認会計士等の監査を受けるために、監査対象基準日における自社の分別管理に係る法令遵守の状況について経営者が意見を表明するも

のです。

つまり、経営者報告書で経営者が意見を表明するために、監査対象基準日において、法令の求めに応じて顧客分別金を信託するとともに顧客有価証券を分別して管理していたか、あるいは分別管理の法令を遵守するために有効な内部統制を整備し運用していたかについて、これらを確認するため、自社の実情に応じた手続（社内検査等）により点検を行うこととなります。その方法としては、例えば、以下の方法が考えられます。

- (1) これまで合意手続を受検している会員や新たに分別管理監査を受検することとなる会員

「分別管理に係る調査表」（参考 1）⁴及び「分別管理に係る内部統制のフレームワーク」（改訂版）やその添付資料である「顧客資産の分別管理のチェック項目、チェックポイント」（参考 2）⁵を参考に、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等）を行うといった対応が考えられます。

- (2) これまで検証業務を受検している会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより行っていた確認手続と基本的に同様の手続を行うことで差し支えありません。

（「規則」第 2 条第 2 項）

問 3：「規則」第 2 条第 3 項に基づき作成する記録は、どのような記録を作成すればよいですか。

答： 「規則」第 2 条第 3 項に基づき作成する記録には、「規則」第 2 条第 2 項の定めにより実施した手続（問 2 参照）及びその結果の主要な点について記載することになります。

- (1) これまで合意手続を受検している会員や新たに分別管理監査を受検することとなる会員

問 2 (1)を参考に手続を実施した場合は、「分別管理に係る調査表」等にその結果を記録するといった対応が考えられます。

- (2) これまで検証業務を受検している会員

従来、検証業務を受検する際、旧実務指針に定めるところにより作成されていた記録と基本的に同様の方法により作成することで差し支えありません。

（「規則」第 2 条第 3 項）

⁴ 平成 26 年 5 月 30 日付会員通知（日証協（監 2）26 第 4 号）参照。

⁵ 平成 28 年 9 月 27 日付会員通知（日証協（自）28 第 73 号、日証協（監 2）28 第 6 号）参照。

問 4 : 「規則」第 2 条第 3 項に基づき作成した記録については、どの程度保存しなければなりませんか。

答 : 「規則」第 2 条第 3 項に基づき作成した記録については、保存年限を定めるものではありません。しかし、従来より、「金融商品取引業者等検査マニュアル」のチェック項目として「内部監査業務の従事者は、内部監査で検証した事項及び把握した問題点等を正確に記録しているか。」あるいは「内部監査業務の従事者は、内部監査で把握した問題点等を正確に反映した内部監査報告書を、遅滞なく作成しているか。」と示されていることから、これまでも内部監査業務に係る記録については、各社において適宜保存期間を定めていただいているものと考えますが、当局の検査等における対応も勘案し、最低 3 年程度は必要と考えます。

(「規則」第 2 条第 3 項)

問 5 : 経営者報告書の作成にあたって、どのような事項を記載する必要がありますか。

答 : 経営者報告書の作成にあたっては、「規則」第 2 条第 2 項に基づき、分別管理の法令遵守について有効な内部統制を整備及び運用し、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続（社内検査等。上記問 2 参照）の結果、監査対象基準日において、①顧客分別金の信託不足や②有価証券の分別管理が行われていないといった法令非遵守が発見された場合には、原則としてそれらをすべて記載することになります。なお、監査対象基準日より前に発生した法令非遵守で監査対象基準日時点で是正されているものや、監査対象基準日における法令非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミス（例えば、顧客分別金信託は必要額を充足しているものの計算誤りや事務手続上のミスが発見された場合）については経営者報告書に記載する必要はありません。

(「規則」第 2 条第 1 項第 5 号)

問 5 - 2 : 監査対象基準日後、経営者報告書提出日までの間に顧客分別金の信託不足が一時的に発生しました。当該事象を自ら発見後、直ちに解消したのですが、分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた内容（後発事象）として、経営者報告書に記載する必要がありますか。

答 : 「規則」第 2 条第 1 項第 6 号では、経営者報告書に「基準日後、経営者報告書提出日までに分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象が生じた場合には、その内容」（後発事象）を記載することが求められています。例えば、問のように、監査対象基準日後

に顧客分別金の信託不足が一時的に発生したが、自ら発見し、経営者報告書提出日までに直ちに是正した場合は、原則として経営者報告書に記載すべき法令非遵守には該当しないと考えられます。また、監査対象基準日後における法令非遵守に該当しない計算誤りや事務手続上のミスについても記載する必要はありません。

ただし、監査対象基準日後に発生した顧客分別金の信託不足等の法令非遵守のうち、不正が発覚した場合は分別管理の法令遵守に重要な影響を与える事象になると考えられます。また、顧客分別金の信託不足が多額にわたる等の場合でも、当該事象に該当することがあると考えられますので、その場合は後発事象として経営者報告書へ記載するか否かを慎重に検討する必要があります。

なお、当該信託不足の発生及び解消は、法令を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続の過程で把握した事項と考えられますので、「規則」第 2 条第 3 項に基づき社内記録を作成する必要があります。

(「規則」第 2 条第 1 項第 6 号、第 3 項)

問 6 : 「規則」第 2 条第 5 項により、分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しを公表しなければならないこととされていますが、いつまで公表を行えばよいですか。

答 : 「規則」第 2 条第 5 項に定める公表の期間については、次回の分別管理監査に係る分別管理監査報告書の写し及び経営者報告書の写しを公表するまでの間となります。つまり、会員にあっては常に直近の両報告書の写しを公表していただくこととなります。

(「規則」第 2 条第 5 項)

問 7 : 今般の規則改正に基づく保証業務をいつから受検する必要がありますか。

答 : 今般の「規則」改正に基づく保証業務は、平成 29 年 3 月 31 日以後の日を監査対象基準日として実施する保証業務から受検することとなります。具体的には次のとおりとなります。

なお、「規則」第 2 条第 5 項に定める分別管理監査の結果の公表については、平成 30 年 4 月 1 日以後の日を基準日として実施する分別管理監査に係る公表から適用となります。

(1) これまで検証業務を受検している会員

この改正の施行日前から検証業務を受検している会員については、引き続き保証業務を受検していただくこととなります。

(2) これまで合意手続を受検している会員 (具体例は別紙のとおりです。)

この改正の施行日前に合意手続を受検している会員についても、保証業務を受検

(平成 30 年 1 月 31 日追補版)

していただくこととなりますが、合意手続から保証業務への切り替えに準備を要することを考慮し、猶予期間を設けました。具体的には、平成 30 年 3 月 31 日までの日を監査対象基準日として受検する分別管理監査については、引き続き合意手続によって受検することも可能です（この場合には、平成 30 年 4 月 1 日以後の日を監査対象基準日として受検する分別管理監査から保証業務を受検していただくこととなります。）。

(「規則」付則第 2 項)